

北海道認定就農者総合融資制度取扱要領

平成 13 年 2 月 1 日農経第 2998 号北海道農政部長通知
[最終改正] 令和 5 年 (2023 年) 5 月 31 日経営第 295 号北海道農政部長通知

1 趣旨

北海道農業経営基盤強化促進基本方針(令和 3 年 3 月 26 日公表)で定める北海道認定就農者総合融資制度(以下「総合融資制度」という。)の適正かつ円滑な運営を図るためには、各種制度資金の貸付けを行う機関その他関係機関が相互に連携しつつ、認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。))で定める認定就農者をいう。以下同じ。)に対する助言・指導等を的確に実施していくことが重要である。

このため、認定新規就農者が各種制度資金の貸付けを受けようとする際の手続き、認定新規就農者が作成する借入申込希望書兼経営改善資金計画書(以下「資金計画書」という。)に対する助言・指導や審査などの関係機関相互の連絡調整に関することをはじめ、総合融資制度の取扱いについて、本要領で定めるものとする。

なお、この要領の対象とする資金に係る取扱いは、それぞれの資金に係る規則・要領等の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

2 総合融資制度の対象となる資金

総合融資制度の対象となる資金は、次のとおりとする。

- (1) 青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知)第 3 に定める資金をいう。)
- (2) 農業近代化資金(農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号)第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金であって、農業近代化資金融通措置要綱(平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知)第 2 に定める資金及び北海道農業近代化資金利子補給規則(昭和 37 年 2 月 16 日北海道規則第 12 号)第 2 条に定める資金をいう。)
- (3) 経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱(平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の I の 1 の(2)に掲げる資金に限る。)

3 関係機関による連絡調整

(1) 推進会議

総合融資制度に係る関係機関が相互に連絡調整を行うための協議機関として、特別融資制度推進会議設置要綱(平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知)第 1 の規定に基づき市町村段階に設置された推進会議(以下「推進会議」という。)を充てるものとし、推進会議は、総合融資制度に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

- ア 認定新規就農者の作成する資金計画書に対する助言及び指導、農業経営開始に係る各種資金のあっせん
- イ 資金計画書の審査及び承認
- ウ 農業経営開始後のフォローアップ
- エ その他必要な事項

(2) 総合融資制度に係る推進会議の構成

ア この総合融資制度に係る推進会議の構成員に関係市町村地域担い手育成センターを加えるほか、2 に掲げる資金の貸付けを行おうとする機関が農業協同組合以外の融資機関(法第 14 条の 6 第 1 項第 2 号で定める融資機関、農林中央金庫並びに株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。))及び公庫の受託金融機関(いずれも、北海道内に所在する本支店に限る。)をいう。以下同じ。)である場合は、当該融資機関を加えるものとする。

イ 市町村地域担い手育成センターについて、当該市町村が事務局を兼ねているなど、当該市町村の業務と一体として運営されている実態にある場合は、市町村の出席をもって代えることができるものとする。

(3) 推進会議の運営

推進会議の運営は、推進会議の設置・運営要領に定めるもののほか、この要領によるものとする。

4 資金計画書等の作成・提出及び受理等

(1) 対象資金の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）は、

ア 就農に当たっての準備、取組状況はどうなっているか

イ 認定就農計画（法第14条の5に規定する認定就農計画をいう。以下同じ。）の目標を達成するための取組は適切であり、実行可能か（以下「収支計画」という。）

ウ 認定就農計画が実行された場合に経営の収支はどうか、融資に係る資金の返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、別紙様式1の(1)のア又は(2)のアの資金計画書を作成し、認定就農計画書及び当該計画の認定書の写し等関係書類を添えて(3)の窓口機関に提出するものとする。

なお、指導農業士（これに類するものを含む。）又は認定農業者（以下単に「指導農業士等」という。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から別紙様式2の認定新規就農者の貸付に関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を上記の書類に併せて提出するものとする。

(2) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する事業を営む者である場合は、北海道家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を資金計画書に併せて提出するものとする。

(3) 借入希望者が融資の可否についての回答を受けるまでには、資金計画書等（(1)に規定する書類をいう。以下同じ。）に不備がないとして窓口機関に正式に受理されてから1半月程度かかり、借入手続の完了までにはさらに2週間程度かかることから、借入希望者は実際に資金が必要な日より極力早い時期に、(4)の窓口機関において資金借入に係る相談を受けた上で、資金計画書等を提出するよう配慮するものとする。

(4) 資金計画書等の提出先となる窓口機関は、次の金融機関とする。

ア 対象資金について十分な知識を有しその適切な対応を行える民間金融機関（農業協同組合（以下「農協」という。）、北海道信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合の北海道内に所在する本支店をいう。以下同じ。）及び公庫の受託金融機関（当該金融機関の北海道内に所在する本支店に限る。）

イ 公庫札幌・北見・帯広支店

(5) 資金計画書等の提出を受けた窓口機関は、借入希望者が特定の資金を特定の金融機関から借り入れることを希望する場合は、その意思を尊重し、次により該当する金融機関（いずれも、北海道内に所在する本支店に限る。）に資金計画書等を回付するものとし、以降は、回付を受けた金融機関が、この要領で定める窓口機関としての手続を行うものとする。

ア 青年等就農資金又は経営体育成強化資金の借入れを希望する場合は、公庫札幌・北見・帯広支店又は公庫の受託金融機関（信連にあっては、同連合会の窓口業務を行っている農協を含む。）

イ 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、借入希望者が取引している又は取引を希望する民間金融機関

なお、借入希望者が複数の特定の資金の借入れを希望する場合にあっては、希望する資

金のうちの資金を取り扱う金融機関が最初に借入申込希望書を受け付けた金融機関と同一の場合は、以降も当該金融機関が窓口機関としての手続を行うものとする。

また、民間金融機関について、該当するものが複数ある場合は、原則としてこのうち当該借入希望者が主たる取引を行っている金融機関に対し資金計画書等を回付し、以降は当該金融機関が窓口機関としての手続を行うものとする。

(6) 借入希望者は、資金計画書等の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（資金計画書の記載不備を理由に、窓口機関に受理を拒否された場合を含む。）は、窓口機関、農業改良普及センター（支所、分室を含む。以下「普及センター」という。）、市町村、農業委員会、公益財団法人北海道農業公社等に相談することができるものとする。

(7) 借入希望者は、インターネット等を活用して資金に関する手続を行っている金融機関及び関係機関に対しては、インターネット等により手続を行うことができるものとする。

なお、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)により、公庫資金の借入を申請する場合の経営改善資金計画書は、別紙様式1の(1)のイ又は(2)のイとする。

(8) 窓口機関は、借入希望者から資金計画書等が提出された場合は、提出書類及び内容の確認を行った上で受理するものとする。

また、資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(9) 窓口機関は、(8)により資金計画書等を受理した場合は、直ちに推進会議の事務局（以下「事務局」という。）へ当該資金計画書等の写しを送付するものとし、借入希望者が個人経営であって今後法人化の意向がある又は法人化を検討している場合は、当該借入希望者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先について、農業経営相談所（農業経営の法人化を目的に、農業経営法人化支援総合事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2等に基づき、各都道府県段階に整備された体制をいう。以下「農業経営相談所」という。）に提供するものとする。（ただし、個人情報の取扱いについては13の(2)及び(4)に留意することとする。また、借入希望者が公庫資金の借入を希望する場合は、窓口機関に関わらず公庫から提供するものとする。）

また、併せて振興局等に当該認定新規就農者に係る意見書（別紙様式2）の作成を依頼する。

5 融資機関の役割分担

(1) 認定新規就農者の農業経営が軌道に乗るまでに必要な農地もしくは採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下「農地等」という。）の取得、機械・施設の整備又は運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについては、公庫が審査及び融資を担当するものとする。

ただし、借入希望者が特定の資金を特定の金融機関から借り入れることを希望する場合は、原則として、当該借入れを希望する資金が公庫資金である場合は公庫が、農業近代化資金の場合は当該民間金融機関が、審査及び融資を担当するものとする。

(2) 民間金融機関及び公庫は、(1)にかかわらず、借入希望者の意思を尊重しつつ、両者の協議により、審査及び融資を担当することができるものとする。

6 資金計画書の審査及び認定

資金計画書の審査及び認定等の手続きは、次のとおりとする。

(1) 推進会議は、窓口機関から送付された資金計画書の写しの受領をもって、当該借入希望者からの認定の申請があったものとみなす。

(2) 事務局は、(1)により資金計画書を受領したときは、その写しを速やかに推進会議の構成機関・団体（以下「構成機関」という。）に送付する。

(3) 振興局等が窓口機関から道意見書(別紙様式2)の作成の依頼を受けたときは、普及センタ

一に認定新規就農者調書（別紙様式3）の作成を依頼するものとする。

- (4) 振興局等は、普及センターが作成した認定新規就農者調書を参考にするほか、必要に応じて(5)に基づき事務局から送付される関係機関（当該認定新規就農者が4の(1)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合は、当該指導農業士等も含む。）の意見書を参考に、道意見書を作成し、窓口機関及び推進会議に提出する。

なお、その際、借入希望者が公庫資金の借入を希望する場合にあっては、振興局等と公庫との間で十分な事前調整を図るものとする。

- (5) (2)に基づき資金計画書の写しの送付を受けた構成機関は、当該資金計画書を事前に審査し、確認・修正等の意見がある場合は、資金計画書に対する意見書（別紙様式4）を作成し、事務局に提出できるものとする。

また、事務局は構成機関から意見書が提出された際は直ちに振興局及び窓口機関に写しを送付するものとする。

なお、事務局は、4の(1)により資金計画書を提出した認定新規就農者に対して確認を要する意見については、窓口機関を通じて、当該認定新規就農者に照会し、その回答を各構成機関に通知するものとする。

- (6) 推進会議は、(4)の道意見書及び(5)の構成機関からの意見書を踏まえて資金計画書の審査を行い、以下の事項に照らして適当と認められる場合は、当該資金計画書を認定し、認定通知書（別紙様式5）を窓口機関を経由して認定新規就農者に通知するとともに、構成機関に当該資金計画認定通知書の写しを送付するものとする。

なお、推進会議の協議事項の決定は、原則として協議等の対象となる借入申込希望案件に直接の関係を有する構成員全員の意見の一致によるものとする。

ア 資金計画書が認定就農計画に即したものであること。

イ 資金計画書が認定就農計画の達成に必要なものであり、かつ、資金計画書に基づく融資の実行によって認定就農計画の達成が確実に見込まれること。

なお、推進会議は、当該資金計画の認定に当たり、認定就農計画の達成の確実性、融資を受けた資金の返済の確実性等につき、意見を付すことができるものとする。

ウ 次の事項に配慮されているなど、当該認定新規就農者の生産技術力及び経営管理能力等の状況からみて、資金計画書の達成が確実に見込まれること。

a 生産計画において、単位生産量の設定が、近隣農業者の状況や就農地の土地条件等を勘案したものとなっており、さらに経営初期のリスクを加味したものとなっていること。

b 収支計画において、計画期間中の収支が均衡しており、さらに、経営初期の収支の見通しによっては、必要な生活費が十分確保できるよう、自己資金等の充当が見込まれていること。

7 資金計画書の変更

認定新規就農者は、6により認定を受けた資金計画書を目標年までの間に変更する場合で次に掲げる場合は、変更後の資金計画書を添えて12の(1)のアの経営状況報告書を提出する金融機関を窓口として、推進会議に提出し、認定を受けるものとする。

なお、変更の場合の手続き等については5及び6に準ずるものとする。

- (1) 事業計画又は資金計画を変更する場合（2に掲げる資金を借り入れて行う計画に係る事業費（個々の投資内容ごとの事業費）について、20%を超える増減を伴う場合に限る。）
- (2) 内容につき経営の根幹に関わる変更がある場合（認定を受けている青年等就農計画の変更の認定を要する変更をいう。）

8 融資審査

- (1) 6の(6)により窓口機関から資金計画書等の送付を受けた融資機関は、資金計画書により、別記の経営改善資金計画の審査の考え方を参考として、

ア 借入希望者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、

実行可能か。

イ 経営改善のための計画が実行されることにより、どの程度経営収支が安定又は向上するか、また、融資に係る資金の返済は可能か。

ウ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているか。

を責任をもって審査し、融資の可否について判断を行うものとする。

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、必要がある場合には、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、資金計画の達成の可能性及び融資に係る資金の返済の可能性に疑問がある場合で、必要と認める場合は、借入希望者に対し、普及センター等の指導を受けて資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。
- (4) 借入希望者が北海道農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による債務保証を希望しており、融資機関（5により民間金融機関が担当することとなった場合は当該民間金融機関、公庫が担当することとなった場合（転貸方式による公庫資金の貸付けに限る。）は、当該転貸に係る農協、信連又は民間金融機関。）としても当該保証が必要であると判断する場合は、当該融資機関は、基金協会と連携し、並行して融資に係る審査を進めるものとする。
- (5) 融資機関は、借入申込希望のあった案件が農業近代化資金に係るものであるときは、知事による利子補給の承認を受けるための準備と同資金の融資に係る審査とを並行して進めるものとする。
- (6) 融資機関は、融資審査を進める中で、当該融資機関としては融資できない可能性が高いと判断したときは、窓口機関が資金計画書等を受理した日から3週間以内に、他の金融機関（融資機関が公庫のときは民間金融機関、民間金融機関のときは公庫。）と協議し、審査及び融資の担当を変更することができるものとする。
- (7) 公庫及び民間金融機関は、必要に応じ融資審査の結果を相互に通知し、最終調整を行うものとする。

9 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び基金協会）と借入希望者との協議により、物的担保又は基金協会による債務保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。

また、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

なお、基金協会による債務保証は、公庫資金については転貸方式による借入のみを対象とする。

(2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3) 基金協会による債務保証については、8の融資審査をクリアすることを前提として、当該借入申込者に係る通算融資残高が、青年等就農資金については3,700万円（青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書きの場合にあっては1億円）、農業近代化資金については1,500万円（法人の場合は3,000万円）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証を徴求することなく行うものとする。

(4) 融資機関は、以上の債権保全措置では融資額全額の債権の保全ができない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行うことを基本とする。

また、融資機関は、以上の債権保全措置では融資額全額の債権の保全ができない場合であ

って、かつ借入希望者の経営能力等からみて融資を行うことが困難であると判断した場合で、必要と認めるときは、当該借入希望者に対し、普及センター等の指導を受けて資金計画書の見直しを行うことを求め、見直し後の資金計画書の提出があれば、速やかに再度判断を行うものとする。

10 融資審査結果の通知

- (1) 融資機関は、窓口機関に借入希望者に対する融資の可否について、融資を行う場合は別紙様式6の(1)、融資を行わない場合は別紙様式6の(2)の総括表により通知するものとする。
また、併せて次の関係機関に当該通知の写しを送付するものとする。
 - ア 普及センター
 - イ 基金協会（同協会による債務保証を希望する場合に限る。）
 - ウ 推進会議各構成機関
- (2) 窓口機関は、資金計画書等の受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (3) 窓口機関は、資金計画書の受理から原則として、1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (4) (3)の場合において、融資を行わないときは、別記様式6の(2)の総括表により借入希望者に対して、その理由を説明するものとする。

11 融資等の手続

- (1) 融資機関は、窓口機関を通じ借入希望者に対し融資を行う旨を通知したときは、当該借入希望者に対し、速やかに、別紙様式7の借入申込書を提出するよう求めるとともに、借入れを行う資金について基金協会による債務保証を希望する場合は、併せて基金協会（協会の事務取扱を受託している農協を含む。）に対し、別紙様式8の借入申込書兼債務保証委託申込書を提出するよう求めるものとする。
なお、4の(5)のなお書きにより、借入希望者が特定の資金を特定の金融機関から借り入れることを希望した場合であって、当該借入希望者に対する融資を速やかに行うため融資機関が必要と認めるときは、融資機関は、10の(1)により融資審査結果を窓口機関に送付する前に、当該借入希望者に対し、あらかじめ借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書を提出するよう求めて差し支えないものとする。
- (2) 融資機関及び基金協会は、(1)による借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を受けた日（(1)のなお書きにより、融資審査結果を送付する前に借入希望者から借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を受けた場合は、10の(3)により窓口機関が融資審査結果を通知した日）から2週間以内に、当該融資又は債務保証の引受けに係る手続を完了させ、借入希望者が資金を必要とする時に貸付実行が確実に行われるようにするものとする。

12 認定就農計画の達成のための適切な指導の実施

総合融資制度により2に掲げる資金を借り入れた認定新規就農者（以下、「借入者」という。）に係る指導等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 融資後の経営実績の点検等

ア 経営実績の報告

借入者は、資金借入後5年間（エの規定により重点指導対象農家とされた者については、当該重点指導が終了するまでの間）について、翌営農年度の2月末日（営農年度の最終月又は決算月が毎年12月以外の借入者は、当該月の最終日から3か月以内）までに、経営状

況報告書（別紙様式9の(1)又は(2)）等を添付して当該資金を借り入れた機関（以下この項において「融資機関等」という。）に報告するものとする。

この場合において、融資機関等が複数存在する場合の提出先は、当該借入者が農業近代化資金を借り入れた場合は、原則として農業近代化資金を借り入れた機関とし、農業近代化資金を借り入れない場合は、公庫(委託貸付又は転貸により貸付けている場合は当該受託・転貸金融機関(信連にあっては、同連合会の窓口業務を行っている農協。))とするものとする。

イ 経営実績の点検

(ア) 融資機関等は、アで報告のあった内容を確認し、関係機関コメント欄を記入した後、普及センターに送付し、関係機関コメント欄の記入を求めるものとする。

(イ) 融資機関等は、普及センターからの回答を取りまとめ、3月末日までに、事務局に報告するものとする。

ウ 対応状況の検討

(ア) 融資機関等は、イ(イ)の報告を行うときは、あらかじめ普及センター、市町村との協議により関係機関の連携による重点指導の必要性について判断し、その結果を経営状況報告書等に記入するものとする。

(イ) 事務局は、融資機関等から報告があった経営状況報告書等の写しを、構成機関に送付するものとする。

(ウ) 構成機関は、事務局から送付があった経営状況報告書等の内容を検討し、関係機関の連携による重点指導が必要と判断した場合は、重点指導の実施を事務局に要請することができるものとする。

エ 重点指導

(ア) 推進会議は、次のいずれかに該当する場合は、当該借入者を重点指導対象農家とするものとする。

ただし、b又はcの場合は、融資機関等及び普及センターとあらかじめ協議するものとする。

a ウの(ア)により重点指導の必要があると判断されたとき。

b ウの(ウ)により構成機関から重点指導の要請を受けたとき。

c 事務局が重点指導の必要があると判断するとき。

(イ) 融資機関等は、重点指導対象農家について、関係機関と協力して重点指導対象農家指導計画書（別紙様式10）を作成し、推進会議に報告するものとするほか、指導計画に係る対応状況及び今後の指導計画について、毎年3月末日までに、重点指導対象農家指導計画書により推進会議に報告するものとする。

(ウ) 推進会議は、重点指導対象農家に対する指導体制を確認するとともに、(イ)の報告について検討し、必要な修正等を行うものとする。

(エ) 推進会議は、今後重点指導の必要がないと認められる場合又は重点指導対象農家が総合融資制度により借り入れた2に掲げる資金の償還を終了した場合は、重点指導を終了するものとする。

(2) 関係機関による指導

振興局等、普及センター、関係市町村、及び農協等は、相互に緊密な連携を図り、認定新規就農者が、認定就農計画の確実な達成及び資金計画書に沿った適切な経営発展が実現できるよう、借入者に対し、適時適切な指導を行うなど、必要な支援に努めるものとする。

13 その他

(1) 関係機関は、就農希望者等に対してこの制度の周知徹底に努めるとともに、この制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するものとする。

(2) 窓口機関、普及センターその他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護

に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要領対象資金に係る資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- (3) 窓口機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。
- (4) 窓口機関は、資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、4の(8)及び6の(2)の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙様式1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。
- (5) この要領に定めるもののほか、総合融資制度に係る推進会議の運営について必要な事項は、市町村が道及びその他の関係機関・団体等と協議した上で別に定めるものとする。

附 則（令和2年（2020年）5月28日経営第375号）

- 1 この通知は、令和2年（2020年）5月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和2年（2020年）10月30日経営第1115号）

この通知は、令和2年（2020年）10月30日から施行し、令和2年（2020年）9月30日から適用する。

附 則（令和3年（2021年）5月7日経営第197号）

この通知は、令和3年（2021年）5月7日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則（令和4年（2022年）6月1日経営第376号）

- 1 この通知は、令和4年（2022年）6月1日から施行し、令和4年（2022年）6月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和5年（2023年）5月31日経営第295号）

- 1 この通知は、令和5年（2023年）5月31日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

経営改善資金計画の審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか （家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 既貸付金の償還は確実に行われているか ○ 経営上の問題点は何か 	必要に応じ普及センター・市町村等に照会
2 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか（技術レベルの判断にあたっては研修実績を考慮する場合には、研修機関が公的機関か民間機関であるかで判断するのではなく、計画を実行するための基本的な技術や知識を身に付けているかどうかを判断するものとする）※ ○ 計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
3 経営収支はどうなるか。 融資に係る資金の返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収支見通しの算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断） ○ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか 	同上

※ 借入希望者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、普及センター等の指導を受けて再度判断するものとする。